

「くまもと家庭教育支援チーム」実施要項

1 趣旨

「くまもと家庭教育支援条例」の理念に基づき、家庭教育を社会全体で支援するため、学校等（就学前施設を含む）、地域活動団体、事業所及び関係行政機関を「くまもと家庭教育支援チーム」として登録し、連携・協働して家庭教育支援に取り組み、全ての家庭において主体的な家庭教育ができる環境整備を図る。

2 登録対象となる団体

- (1) 学校等（認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）及びそのPTA等の社会教育関係団体
- (2) 家庭教育を支援するNPO法人や子育てサークル等の各種団体
- (3) 事業所及び関係行政機関

3 登録要件

「くまもと家庭教育支援チーム」登録団体は、以下の（１）～（４）のいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

(1) 家庭教育に関する学びの場や情報の提供

ア 「くまもと家庭教育支援条例」の周知や本県の家庭教育支援施策に積極的に協力し、家庭教育の重要性の啓発や家庭教育を支援する社会的気運の醸成に取り組む。

イ 保護者が集まる様々な機会（例：就学時健康診断、家庭教育講座やPTA研修会、保護者懇談会等）に「親の学び」講座を開催するなど、保護者同士又は保護者と地域との関わりの場を提供する。

ウ 中学生や高校生を対象に、「くまもと『親の学び』プログラム（次世代編）」を活用し、将来親になることについて学ぶ学習機会を提供する。

エ 「くまもと家庭教育10か条」、「親子で身につけよう！生活リズム」、「くまもと携帯電話・スマートフォン利用5か条」等の広報資料を活用して、家庭教育の重要性を啓発する。

(2) 家庭教育に関する相談体制の整備

ア 「すこやか子育て電話相談」等、家庭教育に関する相談窓口の周知を行う。

イ 地域とのつながりが希薄な家庭等に対して、関係機関と連携して関わりを持ったり、情報提供を行ったりするなど学びの場や地域社会への参加を促す。

(3) 家庭教育充実のための環境づくり

ア 地域や事業所で家族が参加できる活動（レクリエーション、体験活動、読み聞かせ等）、職場見学、職場体験等を実施する。

イ 事業所において、職員が授業参観やPTA行事等に参加するための休暇取得や、「ノー残業デー」等の設定による家庭でのふれあいの時間確保を促進する。

ウ くまもと「親の学び」プログラムの進行役やトレーナー等、家庭教育講座を実施するための人材養成を行う。

エ 日常的な交流活動の場を提供する。

- (4) 訪問型家庭教育支援
家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応を行う。

4 登録手続き等

- (1) 熊本市を除く公立学校等（幼稚園、小中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校）並びにそのPTA等の社会教育関係団体及び公立公民館、図書館等の関係機関
別紙1『くまもと家庭教育支援チーム』登録申請書・活動予定票」に記入の上、市町村教育委員会に提出する。
- (2) 上記（1）以外の学校及び団体等
別紙1『くまもと家庭教育支援チーム』登録申請書・活動予定票」に記入の上、熊本県教育庁市町村教育局社会教育課（以下「担当課」と言う。）に、メール又はFAXにて提出する。
- (3) 登録申込期限は、令和8年（2026年）7月24日（金）とする。ただし、期限後の申込みがあった場合でも随時受け付けを行う。
- (4) 登録有効期限は原則5年間とし、次のとおり運用する。
ア 登録更新日を登録基準日から5年ごとの4月1日とし、すべての登録団体を一括して更新する。（登録抹消の申出があった場合や所在不明の場合を除く。）
イ 登録基準日は資格登録日を含む年度の4月1日とする。（例）2026年5月1日に登録を行った場合、登録基準日は2026年4月1日となり、登録更新日は2031年4月1日となる。

5 その他

- (1) 「くまもと家庭教育支援チーム」には、熊本県教育委員会名義の「チーム登録証」を交付し、熊本県教育委員会ホームページ及び県が主催する研修会等で登録団体一覧を通して紹介する。
- (2) 「くまもと家庭教育支援チーム」には、必要に応じて、熊本県教育委員会から家庭教育に関する資料等の提供を行い、活動の支援を行う。
- (3) 登録締め切り後も必要に応じて新規申込みは随時受け付ける。その際、登録希望団体は、担当課に直接『くまもと家庭教育支援チーム』登録申請書・活動予定票」を提出する。
- (4) 登録団体は、「くまもと家庭教育10か条」「親子で身につけよう！生活リズム」「くまもと携帯電話・スマートフォン利用5か条」等の広報資料を必要に応じて、請求することができる。その際、「別紙 資料請求書」に記入のうえ、直接、担当課にFAXする。
- (5) 登録団体は、文部科学省の「家庭教育支援チーム」へ登録することができる。なお、登録に当たっては、別途文部科学省の定める申請書に記入のうえ、申請するものとする。